

○箕面市行政評価・改革推進委員会の会議の非公開に関する規則

平成十六年十一月五日

規則第四十七号

(趣旨)

第一条 この規則は、附属機関の会議の非公開の基準等を定める規則(平成九年箕面市規則第二十五号)第三条の規定に基づき、箕面市行政評価・改革推進委員会の会議の全部又は一部を非公開とするために必要な事項を定めるものとする。

(会議の非公開の措置)

第二条 委員長は、会議の内容が附属機関の会議の非公開の基準等を定める規則第二条の基準に該当するときは、箕面市行政評価・改革推進委員会条例(平成十六年箕面市条例第一号)第八条の規定に基づき、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 委員長は、前項の規定により会議の全部又は一部を非公開とするときは、会議の内容が附属機関の会議の非公開の基準等を定める規則第二条のいずれの基準に該当するかを明らかにするものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第八七号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年十月一日から施行する。